平成２８年（フ）第２０号
盛岡市高松３丁目３番15号、旧住所盛岡市高松１丁目14番57号　高松コーポいずみ301号
債務者　野村　　史
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５号
盛岡市加賀野２丁目４番２―308号
債務者　鶴田　純悦
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３０号
岩手県北上市藤沢町20―35、住民票上の住所盛岡市盛岡駅西通２丁目21番５―1205号、前住所　盛岡市東仙北１丁目３番17号
債務者　三上　誠二
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２号
盛岡市東中野字見石59番地18　コーポファミール201号
債務者　渡邉　星良
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３５号
岩手県北上市相去町滝の沢８番地79
債務者　田村　文彦
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３６号
盛岡市小杉山12番46号、住民票上の住所盛岡市小杉山19番31号、前住所　秋田県鹿角市十和田岡田字琴平岱62番地５
債務者　吉田　昭子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２号
岩手県奥州市江刺区広瀬字上西風174番地、旧住所岩手県北上市芳町９番14号
債務者　神尾　惠子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１４号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字杉ノ堂84番地１　啓愛会合同宿舎　105号室、旧住所岩手県奥州市水沢区羽田町字上小谷木26番地　リバーサイドプラス１　103号室
債務者　四日市真菜美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第９号
福島県河沼郡会津坂下町大字立川字中立川71番地
債務者　江花喜代子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
福島県喜多方市塩川町新江木字角庄61番地５、前住所福島県喜多方市塩川町字東栄町１丁目５番地３　メゾンリバーサイドＣ201号
債務者　山口　亜子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
静岡県伊東市八幡野1086番地の49　花月荘、前住所神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目12番10号　山崎アパート203号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
愛知県刈谷市築地町１丁目24番地11　メゾンかりがね112号
債務者　中津川ひろみ
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７号
大阪府松原市別所７丁目３番１―102号
債務者　遠藤　照美（旧姓吉田・谷）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
大阪府松原市南新町１丁目７番22号、住民票上の住所大阪府松原市北新町１丁目４番５―204号
債務者　仲本　国明
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
堺市南区晴美台４丁１―７―501号、住民票上の住所堺市堺区宿院町西３丁２番１―601号
債務者　早稲本文子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
堺市中区深井水池町376番地１　株式会社創新内
債務者　木下　幸雄
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係